

## 理由

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関税法施行令等の一部を改正する政令及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令の規定の整備を行う必要があるからである。